

○大阪市電子署名規則

制 定 令和 8 年 4 月 10 日 規則第 72 号

最近改正 一

大阪市電子署名規則を次のように制定する。

大阪市電子署名規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市公文書管理条例（平成 18 年大阪市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定に基づき、電子署名の実施及び当該電子署名に係る電子証明書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 電子計算機、電気通信回線等により情報処理の業務を一体的に行う仕組みをいう。
- (2) 局 大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織、大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織、会計室、消防局及び危機管理監の内部組織をいう。
- (3) 所 大阪市事業所事務分掌規則（昭和 37 年大阪市規則第 5 号）第 3 条に定める事業所並びに市税事務所、弘済院附属病院及び建設局方面管理事務所をいう。
- (4) 課等 大阪市公文書管理条例施行規則（平成 18 年大阪市規則第 65 号）第 7 条第 5 項に規定する課等をいう。
- (5) 局長等 局、所及び区役所（以下「局等」という。）の長（危機管理監の内部組織にあつては危機管理監）をいう。

(電子証明書の管理)

第3条 電子証明書は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は情報システムに記録するとともに、滅失、毀損、漏えい、改ざん等のないよう適正に管理しなければならない。

(電子証明書管理者の設置)

第4条 電子証明書の管理の責めに任ずるため、電子証明書管理者を置く。
2 電子証明書管理者は、電子証明書を記録した電磁的記録媒体又は情報システムを管理する局等の主管課長（当該電磁的記録媒体又は情報システムを管理する事務を主管する課長又は担当課長をいう。）又はこれに準ずる者をもって充てる。

(電子署名実施者)

第5条 局長等は、電子証明書を使用して電子署名を実施する課等に、その使用する電子証明書ごとに電子署名の実施者（以下「電子署名実施者」という。）を置き、当該課等に属する職員のうちから指名する。
2 電子署名実施者は、局長等の命を受け、電子署名の実施に係る審査その他電子署名の実施に関する事務に従事する。

(氏名等の通知)

第6条 局長等は、前条第1項の規定により電子署名実施者を指名したときは、速やかにその職及び氏名を当該電子署名実施者が使用する電子証明書の電子証明書管理者を経て総務局長に通知しなければならない。
2 電子証明書管理者若しくは電子署名実施者に事故があるとき又は電子証明書管理者若しくは電子署名実施者が欠けたときは、局長等があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

(電子署名機能の整備に係る協議)

第7条 局長等は、情報システムに電子署名の実施に係る機能を備えようとするときは、電子署名の実施方法、電子証明書の管理方法等について、あ

あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

- 2 局長等は、前項の規定による協議の内容を変更しようとするときは、変更しようとする事項について、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

(電子署名機能の廃止に係る協議)

第8条 局長等は、情報システムの電子署名の実施に係る機能を廃止しようとするときは、あらかじめ総務局長に協議しなければならない。

(登録)

第9条 総務局長は、電磁的記録媒体又は情報システムに記録される電子証明書について台帳を作成し、総務局長が定める事項を登録しておかなければならない。

(電子署名の実施手続)

第10条 電子署名の実施の手続は、次のとおりとする。

- (1) 電子署名の実施を求めようとする者は、電子署名の実施を必要とする電磁的記録及び決裁文書を、当該電子署名に係る電子署名実施者に提示しなければならない。
- (2) 前号の電子署名実施者は、決裁文書の審査を行い、当該決裁文書と電子署名の実施を必要とする電磁的記録を照合し、電子署名の実施を適当と認めたときは、当該電磁的記録の情報に電子署名を実施し、当該電子署名に係る電子証明書を添付しなければならない。
- (3) 電子署名実施者は、前号の規定により電子署名を実施したときは、決裁文書に審査を行った旨を記録するとともに、電子署名の実施に用いた情報システムに電子署名を実施した旨を記録しなければならない。

(事故報告)

第11条 局長等は、電子署名の実施又は電子証明書の管理において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその内容を総務局長に報告しな

ければならない。

- (1) 前条に定める手続によらずに電子署名が実施されたとき
- (2) 電子証明書の滅失、毀損、漏えい、改ざん等があったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子署名の実施又は電子証明書の管理に関し不適正な事態が生じたとき

(電子署名の実施状況等の調査)

第12条 総務局長は、電子署名の実施状況、電子証明書の管理状況等について適宜必要な事項を調査することができる。

2 前項の規定による調査を行う場合において、総務局長は、必要があると認めるときは、局長等に対し、報告を求め、又は参考となるべき資料の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。